

# 居宅介護支援 重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 萩市社会福祉事業団
主たる事務所の所在地	山口県萩市大字椿字門田 3460-2
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 田中 文夫
法人設立年月日	平成16年2月20日

介護保険法令に基づき萩市長から指定を受けている事業所名称・指定番号	指定居宅介護支援事業所 (山口県 3570400287号)
各事業所につき介護保険法令に基づき萩市長から指定を受けている居宅介護サービスの種類	指定居宅介護支援 (特定事業所加算Ⅱ)

## 2. 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

事業所名称	萩市指定居宅介護支援事業所かがやき
介護保険指定番号	山口県 3570400287号
所在地	山口県萩市大字椿 2398番地1
電話番号	(0838) 24-4717
通常の事業の実施地域	事業所より半径15km以内の区域とする 但し、離島を除く

## 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者等からの相談及び要介護者等の心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	1. 利用者が、要介護者等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生

	<p>活を営むことができるよう配慮して支援に努める。</p> <p>2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。</p> <p>3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>4. 事業の運営に当っては、萩市、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。</p> <p>5. 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。</p> <p>6. 萩市から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう研鑽を行い、公正・中立、さらに被保険者に対し正しい調整を行う。</p> <p>7. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付け）」を遵守する。</p>
--	--

#### 4. ご利用事業所の職員体制

事業所の従業者の職種	員数	勤務の態勢
主任介護支援専門員	6名	常勤
介護支援専門員	7名	常勤3名、非常勤4名

#### 5. 営業時間

営業日	月曜～金曜日 (但し、祝日、12月29日～1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 但し、24時間連絡体制有り

#### 6. サービスの概要

##### (1) 提供するサービス

居宅サービス計画の作成

▼サービス計画までの手順は次の通りです。

- ・御自宅を訪問し、あなたや御家族からお話を伺います。

・あなたの了解を得て、主治医の方に意見をお尋ね、または情報提供することがあります。

・介護支援員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。

・サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明します。

情報の提供

要介護認定の申請、変更の代行

関連事業者等の連絡調整

給付管理票の作成・提出

▼毎月、国民保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。

このサービス提供にあたっては、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、複数のサービス事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供し、あなたの選択に基づき適切にサービス提供をします。

あなたは、居宅サービス計画書原案に位置付けたサービス事業者の選定理由やその他のサービス事業者に関するサービス内容、利用料等の説明を求めることができます。

サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明をします。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。

当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりです。

## (2) 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員は（ ）です。

①職員は、常に身分証明証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求め下さい。

②なお、当事業所の責任者は（ 渡邊 康浩 ）です。苦情等ありましたらご遠慮なくご連絡ください。（TEL 24-4717）

③24時間連絡体制をとっていますので、緊急の場合には遠慮なくご相談下さい。

④当事業所では介護保険法の基準に従い、介護支援専門員の1人当たりの担当利用者数を原則35名までとします。

## (3) 担当職員の変更

あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業者は、担当の職員が退職、異動する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にああなたの了解を得ます。

## 7. 利用料およびその他の費用

### (1) 居宅サービス計画作成の報酬

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、利用料及びその他の費用は以下の通りです。

◆利用料・・・要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。

尚、保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、定められている利用料をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日、萩市（市・町）の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

### (2) 居宅サービス事業者との連絡調整

居宅サービス事業者との連絡調整等は原則無料とします。

### (3) キャンセル料

キャンセル料は原則として無料です。

但し、訪問の事前準備にかかった費用（乗船券購入費用等）は、実費をいただく場合があります。

### (4) その他

記録の謄写費用を頂くことがあります。

◆原本持込の場合：一枚につき・・・・・・・・・・ 20円

◆事業団記録持ち出しの場合：一枚につき・・・・ 220円

## 8. 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、利用者からの申し出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

## 9. サービス担当者会議等における情報の提供・秘密保持

知り得た利用者及びご家族の個人情報やプライバシーは保持させていただくことを約束します。

但し、居宅サービス計画を立てるにあたり、居宅サービス事業者との連絡調整やサービス担当者会議、事例検討会等において要介護者及びその家族の個人情報を用いる場合があります。居宅サービス計画を立てる上でどうしても欠かせない情報なのでご了承ください。

## 10. 事故発生時及び緊急時の対応

万一、事故が発生した場合は、家族等関係者に連絡を行います。

## 11. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 12. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供を継続的に実施するために及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

## 13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 14. 身体拘束に関する事項

- (1) 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

(2) やむを得ず、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## 15. 苦情（虐待等に係る苦情も含む）に関する相談受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

### ■苦情の受付・虐待に関する相談

担当者 管理者 渡邊 康浩

電話番号 (0838) 24-4717

### ■受付時間

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時30分

苦情解決責任者 常務理事 水津康雅

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

- ・岡野 雅治
- ・梅尾 一恵
- ・梅木 幹司

(3) 苦情申立窓口・行政機関

萩市地域包括支援センター	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 24-5656 受付時間 8:30～17:15
萩市福祉部高齢者支援課 介護保険係	所在地 萩市大字江向510番地 電話番号 (0838) 25-3368 受付時間 8:30～17:15
山口県健康福祉部 長寿社会課介護保険班	所在地 山口市滝町1-1 電話番号 (083) 933-2774 受付時間 8:30～17:15
山口県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 山口市大字朝田字岡の口1980番地の7 電話番号 (083) 995-1010 受付時間 8:30～17:15

山口県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地	山口市大手町9-6
	電話番号	(083)924-2837
	受付時間	8:30~17:15

私は、書面に基づいて職員( )から居宅介護支援サービスの内容及び重要事項の説明を受けました。

年 月 日

サービス利用者 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者 \_\_\_\_\_ 印